

# 小規模事業者等事業復活応援金 の申請を受け付けています

国の事業復活支援金の受給者を対象に、市が追加の応援金を支給します。

## ●対象者

国の事業復活支援金を受給している事業者

※市内に住民登録のある個人事業主または市内に本店又は事業所を有する小規模事業者など

## ●支給額

国の「事業復活支援金」給付決定額の1/2の額(上限)

### 【計算式】

- ① 基準期間の売上高(事業復活支援金に選択した期間)
  - ② 対象月の売上高×5カ月分(事業復活支援金に選択した月)
  - ③ 国の事業復活支援金
- ①、②、③ ÷ 市応援金(千円未満切捨)

## ●必要書類

- 申請書
- 事業復活支援金給付決定通知の原本
- 売上減少が確認できる書類
- 国の事業復活支援金申請時に提出した期間分の確定申告書類などの写し
- 市税完納証明書または滞納がない旨の証明書
- 誓約書兼同意書
- 振込口座の情報がわかる書類

## ●申請受付

7月15日(金)まで  
※窓口での混雑を避けるため、郵送での申請のみとなります。

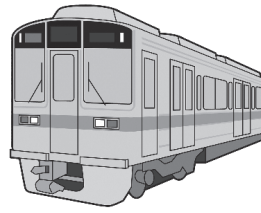
### 【郵送先】

〒410-2292  
伊豆の国市長岡346-1  
伊豆の国市役所 商工課 宛

問 商工課  
☎ 055(948)1415



# 75歳以上の高齢者・重度障がい者の皆さんへ タクシー・バス・鉄道の 共通利用券を交付します

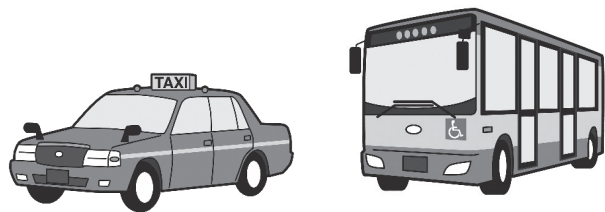


問 長寿介護課 ☎ 0558-76-8011 (高齢者)  
問 障がい福祉課 ☎ 0558-76-8007 (障がい者)  
FAX 0558-76-8029

皆さんに外出の機会を多く持っていただくことを目的として、4月1日(金)から、タクシー・バス・鉄道のいずれにも使える共通利用券(100円券)を交付します。

## ●交付内容

- 【高齢者】  
10,000円(100円券×100枚)
- 【障がい者】  
14,000円(100円券×140枚)



## ●対象者

令和4年4月1日現在、市内に住民登録があり、施設入所をしていない人で次のいずれかに該当する人。

- 【高齢者】  
・昭和22年4月1日以前に生まれた人(年度途中で75歳になる人は対象外)
- 【障がい者】  
・身体障害者手帳1・2級を持っている人  
・療育手帳Aを持っている人  
・精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人  
※高齢者・障がい者どちらも該当する場合は障がい者での交付となります。

## ●重度障がい者の皆さんへ

重度障がい者を対象に、「タクシー・バス・鉄道利用券」の郵送申請を受け付けます。

### 【申込方法】

住所、氏名、生年月日、電話番号、郵送希望の旨を明示し、4月28日(木)までに電話またはFAXで障がい福祉課にお申し込みください。  
※利用券は、申込順に随時発送します。  
※詳しくは、障がい福祉課まで問い合わせください。

## ●交付申請

受付窓口での申請が必要となります。窓口に来る人はどなたでもかまいませんが、申請書には対象者の氏名、生年月日、住所、電話番号の記入が必要となりますのでご注意ください。

### 【日にち・場所(平日のみ・祝日は除く)】

日にち	受付時間	場所
4月1日(金)～4月22日(金)	8時45分～16時30分	あやめ会館、大仁庁舎、葦山支所
4月25日(月) ～令和5年3月31日(金)	8時30分～17時15分	大仁庁舎

### 【持ち物】

受付窓口へ申請に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書など)



# 静岡県後期高齢者医療制度の 保険料率が改定されます

問 国保年金課 ☎ 055-948-2905

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

保険料率は、各都道府県の広域連合が、医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和4・5年度の保険料率は、次のとおりです。

### ▶令和4・5年度の保険料率(年額)

区分	令和2・3年度	令和4・5年度
所得割率	8.07%	8.29%
均等割額	42,100円	42,500円

年間保険料＝「所得割額(前年の総所得金額等－基礎控除額43万円)×8.29%」＋「均等割額42,500円」  
※100円未満の端数は切り捨てになります。

### ▶賦課限度額

区分	令和2・3年度	令和4・5年度
賦課限度額	64万円	66万円

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられます。



- 昨年度から継続となる特別徴収(年金天引き)対象者の4・6・8月に仮徴収される保険料額は、2月と同額です。
- 保険料額の本算定額決定通知書は、8月中旬に発送予定です。